

各種届出等のご案内

指定事項変更届

名称や所在地などの指定事項に変更が生じた場合は、当該変更のあった日から30日以内に次のとおり書類を提出してください。

【提出書類】

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
提出書類 変更事項		指定給水 装置事業 者指定事 項変更届	誓約書	定款の写 し	登記事項 証明書	住民票 の写し	位置図 外観内観 写真	旧指定給水 装置工事 事業者証
名称	法人	○	—	○	○	—	—	○
	個人	○	—	—	—	—	○ <small>外観写真のみ</small>	○
所在地	法人	○	—	○	○	—	○	—
	個人	○	—	—	—	○	○	—
代表者		○	○	○	○	—	—	○
役員	法人	○	○	○	○	—	—	—

※留意事項

③定款の写し：原本証明が必要になります。(袋とじが必要)

④発行して3ヶ月以内の履歴事項全部証明書の原本

※事業者の所在地が記載されていない場合は、所在地が証明できるものが新たに必要になります。(例：所在地証明書、納税証明書、賃貸借契約書など)

⑤発行して3ヶ月以内の原本

⑥事業所の所在地が変更となった場合のみ必要

給水装置工事主任技術者選任・解任届

給水装置工事主任技術者選任・解任したときは、当該事由が生じた日から、**14日以内**に、「給水装置工事主任技術者選任・解任届」を提出してください。

なお、選任をする場合は、当該給水装置工事主任技術者の免状の写しを添付してください。

事業の廃止・休止・再開届

事業の廃止や合併等により、指定給水装置工事事業者を廃止・休止・再開するときは、給水装置工事主任技術者選任・解任届」

また、廃止・休止の場合は、当該事由が生じた**30日以内**、再開の場合は、当該事由が生じた**10日以内**に提出してください。

事業の運営等の確認事項に変更が生じた場合

太宰府市ホームページで公表している事業運営等の確認事項に変更が生じた場合は、「指定給水装置事業者指定更新時確認事項」及び「太宰府市指定給水装置工事事業者リストの公表に関する同意書」を提出してください。

組織変更および個人の代表者変更（相続）の場合

	内容	具体例	届出方法	
個人	法人化	個人⇒法人(法人⇒個人の場合も同様)	廃止届 及び 指定申請	
	相続	相続人が事業を継続したいとき	廃止届 及び 指定申請	
法人	組織変更	合同会社	廃止届 及び 指定申請	
		合名会社⇒株式会社		
		合資会社		
		有限会社⇒株式会社(同一法人とみなし、名称変更)	指定工事変更届	
		合同会社・合名会社・合資会社間の変更	指定工事変更届	
	合併	指定工事店 A と 指定工事店 B が合 併	A が B を吸収合併	A は指定工事変更届、 B は廃止届
			新会社 C 設立(新設合併)	A,B ともに廃止届、 C は指定申請
		会社 A と指定工事 店 B が合併	A が指定工事店 B を吸収合併	A は、指定申請、B は廃止届
		新会社 C 設立(新設合併)	B は廃止届、C は指定申請	